

# 令和6年度第1回静岡市市民自治推進審議会 次第

日時 令和7年1月31日（金）  
午後1時30分から  
場所 静岡市役所 静岡庁舎  
本館3階 第三委員会室

## 1 開 会

- (1) 挨拶
- (2) 委員自己紹介
- (3) 会長及び副会長の選出
- (4) 事務局説明

## 2 議 題

令和5年度市民参画手続の実施状況等について

…資料1-1、資料1-2、資料2、資料3

## 3 報 告

市政変革研究会「市民の声を聴くシステム分科会」について

…資料4-1、資料4-2

## 4 閉 会

## 静岡市市民自治推進審議会 委員名簿【第10期】

任期 2 年間（令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）

|    | 氏名                                                     | 所属等                                     |
|----|--------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 1  | <small>おおいし</small><br>大石 <small>ともえ</small><br>智恵     | 公募委員                                    |
| 2  | <small>くぼ た</small><br>久保田 <small>かおり</small><br>香里    | 静岡理工科大学 法人本部 広報部 部長<br>兼 地域協働センター 渉外統括  |
| 3  | <small>こいずみ</small><br>小泉 <small>ゆういちろう</small><br>祐一郎 | 静岡産業大学 経営学部 教授                          |
| 4  | <small>さかぐち</small><br>阪口 <small>せり な</small><br>瀬理奈   | 公益財団法人 静岡県産業振興財団<br>ふじのくにICT人材育成プロデューサー |
| 5  | <small>すとう</small><br>須藤 <small>さとる</small><br>智       | 静岡大学 学術院 グローバル共創科学領域 教授                 |
| 6  | <small>ち の</small><br>千野 <small>かずこ</small><br>和子      | ふじのくにNPO活動支援センター センター長                  |
| 7  | <small>つちや</small><br>土屋 <small>かずお</small><br>和男      | 常葉大学 造形学部 造形学科 教授（造形学部長）                |
| 8  | <small>なかざわ</small><br>中澤 <small>しゅういち</small><br>秀一   | 静岡県立大学短期大学部 社会福祉学科 准教授                  |
| 9  | <small>やまざき</small><br>山崎 <small>としまさ</small><br>俊昌    | 山崎運輸株式会社 代表取締役社長                        |
| 10 | <small>よしだ</small><br>吉田 <small>り ほ</small><br>吏歩      | 公募委員                                    |

五十音順、敬称略

# 令和6年度 第1回静岡市市民自治推進審議会 座席表

報道

傍聴

会長



大石委員 ○

小泉委員 ○

阪口委員 ○

須藤委員 ○

○ 千野委員

○ 中澤委員

○ 山崎委員

入口

事務局



岡山局長

広報課



企画課



市民自治推進課



○静岡市市民自治推進審議会規則

平成17年3月15日

規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市自治基本条例（平成17年静岡市条例第1号）第27条第1項に規定する静岡市市民自治推進審議会（以下「推進審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 推進審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 市民

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当であると認める者

3 市長は、前項第2号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 推進審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進審議会を代表する。

3 会長は、推進審議会の会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進審議会の会議は、会長が招集する。

2 推進審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第6条 推進審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進審議会の庶務は、総合政策局企画課において処理する。

(平18規則141・平19規則77・平20規則8・平22規則19・平24規則12・平27規則28・

令6規則9・一部改正)

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、推進審議会の運営に関し必要な事項は、会長が推進審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(任期の特例)

- 2 第3条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、平成19年3月31日までとする。

附 則 (平成18年3月27日規則第141号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年7月25日規則第77号)

この規則は、平成19年8月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月21日規則第8号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月17日規則第19号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月15日規則第12号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日規則第28号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月15日規則第9号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。